軽減割合 令和 2年度

7.75割

5割

2割

収入金額が383万円未満。

①世帯に被保険者が1人で、

>軽減要件

より負担割合が1割になりま

7割

令和

元年度

8.5割

8割

後期高齢者医療

約期は<br />
7月から<br />
翌年3月ま

会けんぽ、

共済組合の被扶養

するまで会社の健康保険や協

※3割負担の世帯でも、

次の

があります。詳しくはお問

難な場合は、

減額できる場合

要件に該当する場合、

申請に

合わせください。

後期高齢者医療制度に加入

円以上—3割

住民税の課税所得が145万

り、一部負担金を支払いが困

災害などの特別な事情があ

円未満一

(5)

(特別徴収)、 または口座

割額と、 き る所得割額の合計額で、被保 保険料の支払方法 険者個人ごとに計算します 書を7月中旬に送付します。 があります。 保険料は全員が負担する均等 ては保険料の軽減措置[表2] なお、所得の低い人につい 令和2年度保険料決定通知 保険料は、年金からの天引 0 所得に応じて負担す 振替等 わせください。 申請により口座振替に変更で めていただきます。 ■保険料の算定方法 ▽普通徴収の場合 きます。詳しくは、 は、特別徴収が原則ですが、

(普通徴収)

せた保険料額が、1回の年金

未満の人や介護保険料と合わ ※年間の年金受給額が18万円

受給額の2分の1を超える人

判定します。

時の食事代も減額されます。

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院

一部負担金減免

口負担)を前年の所得により 療費(一部負担金)の割合(窓

は年金天引きの対象になりま

住民税の課税所得が145万

納付方法 により納

被扶養者であった人の特例

月31日までです。 有効期限は令和3年7

被保険者証を送付

後期高齢者医療被保険者の

す色=写真)を7月中に送り

皆さんに被保険者証(うぐい

均等割額の軽減

33万円以下 上記世帯のうち

軽減の要件

世帯の総所得金額等の合計額が

世帯の被保険者全員の年金収入が

33万円+(28.5万円×被保険者数)以下 世帯の総所得金額等の合計額が

33万円+(52万円×被保険者数)以下

80万円以下で、他の所得がない

世帯の総所得金額等の合計額が

年間保険料(限度額64万円) 所得割額 均等割額 総所得金額等 -基礎控除額 被保険者 + 1人あたり

▽特別徴収の場合

めてください。

を負担していなかった人につ 保険組合は除く)で、保険料

年の所得で計算した保険料

得後2年間は5割軽減されま

かからず、均等割額も資格取 いては、保険料の所得割額は

療外のものは対象外です。

4月・6月・8月は、

前々

(仮算定)を天引きします。

53,110円

得に基づいて再計算した保険

は被保険者均等割額の軽減措

額減額認定証」の申請をする

人は「限度額適用・標準負担

と、医療費が高額となる際に

並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する

なお、低所得Ⅰ・Ⅱと現役

※所得が低い世帯に属する人

置が受けられます。

窓口で支払う医療費

医療機関の窓口で支払う医

目己負担限度額までとなりま 医療機関窓口での支払いが、 10月・12月・2月は、

前年所

料と仮算定分との差額を天引

きします。

保険料の決定方法

【表1】

〈33万円〉 ×9.98%

での9回払いで、口座振替ま

だは納付書で金融機関等へ納

[表2]

令和

3年度

7割

■1カ月の自己負担限度額 【表3】 割負合担 外来 (個人単位) の 外来十入院 所得区分 限度額 (世帯単位)の限度額 252,600円+1%(※2) 現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上 [140,100円] (※3) 3割負担 167,400円+1%(※4) 現役並み所得者Ⅱ 住民税 課税所得380万円以上 93,000円 ]  $(\times 3)$ 課税世帯 現役並み所得者 I 課税所得145万円以上 80,100円+1%(※5) [ 44,400円  $(\times 3)$ 18,000円 57,600円 般 [44,400円](※3) [年間上限144,000円] 山割負担 住民税非課税 低所得Ⅱ 24,600円 8,000円 低所得 I (※1) 15,000円 世帯

※1世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人 ※2「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算 ※3過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の

4回目以降の限度額 「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

者(国民健康保険、 国民健康 **※**4 **※**5

※差額ベッド代など、保険診 れずに申請してください。 申請書を送付しますので、 医療費が高額になったとき 額が高額になった場合は、 忘

す【表3】。該当する人には、 高額療養費として支給されま

定申告書の写しなど)、印か できる書類(源泉徴収票、 る書類、本人確認書類または 者証、マイナンバーカードま 〉申請に必要なもの を含めた合計収入金額が52 未満の人がいる場合、その・ ③世帯内に被保険者が1人 で、収入金額の合計が520 ②世帯に被保険者が2人以上 ご負担限度額を超える部分が 本人の委任状、 たはマイナンバーを確認でき り万円未満。 1カ月の医療費の自己負担 同一世帯に70歳以上75歳 収入額が確認 被保険 自 確

間国保医療課医療係(☎983-2976)

## 福祉医療

## からの 新受給者証を送付

現在交付している老人医療(満65歳~69歳)、 ひとり親家庭医療、重度障がい者(児)医療の 各福祉医療受給者証の有効期限は、令和2年7 月31日で終了します。8月以降に医療機関で受 診される際は、7月末までに送付する新しい受 給者証を使用してください。

重度心身障がい老人健康管理事業についても 該当する人にシールを郵送します。

なお、令和元年度は所得制限などで福祉医療、 重度心身障がい老人健康管理事業に非該当だっ た人で、令和元年中の所得が減少したなど、令 和2年8月以降に新たに該当する場合は、受給 者証交付申請書を提出してください。

福祉医療などは、所得制限額(表)および医 療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当

## 所得制限額

1/1   1/1					
扶養人数 区 分		0人	1人	2人	以降 1人につき
老人医療		世帯全員が所得税非課税			
障がい者医療・重度心身障がい 老人健康管理事業	本人	3,604千円 以下	3,984千円 以下	4,364千円 以下	380千円 加算
	扶養義務者	6,287千円 未満	6,536千円 未満	6,749千円 未満	213千円 加算
ひとり親家庭医療	本人および 同居の扶養 義務者	2,360千円 未満	2,740千円 未満	3,120千円 未満	380千円 加算

※上記の額は、令和元年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料等を差し引いた額です。

します。詳しくはお問い合わせください。 ▽申請に必要なもの

健康保険証、印かん、戸籍謄本(ひとり親家 庭の場合)、身体障害者手帳、または療育手帳 (重度障がい者〈児〉、重度心身障がい老人健 康管理事業対象者の場合)

## 老人医療負担金貸付金のお知らせ

市内在住の後期高齢者医療被保険者、および 老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自 己負担分の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等要件があり ます。詳しくはお問い合わせください。

さい。8月以降も認定証がさい。 3日(月)から受け付けし額適用認定証の申請を8月 過国保医療課国保係 適用認定証の更新は国民健康保険限度額 8月に